

◎新潟県告示第270号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県魚沼地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和7年3月14日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点測量、数値図化）
- 2 作業期間 令和6年6月20日から令和7年2月28日まで
- 3 作業地域 新潟県魚沼市根小屋、徳田 地内